

6月号 CONTENTS

人権を守る……………1~4面	付添人本部ニュース……………11面
犯罪被害者支援ニュース……………5~6面	国際交流委員会ニュース……………12面
両性の平等ニュース……………7~8面	接見交通最前線……………13面
法律サービス展開本部ニュース……………9~10面	人事訴訟国際裁判管轄法制化ニュース……………14面

日弁連委員会ニュース

日弁連人権ニュース

編集責任：日弁連人権擁護委員会

人権を守る

2015.6.1 第64号

※題字は北山六郎元日弁連会長

反原発デモに対する 過剰規制、不当逮捕

警視総監及び都公安委員長に対し警告

日弁連は、本年三月一日、二〇一一年九月に多くの市民の参加により行われた反原発デモに関して、公安委員会の許可の内容や許可手続、警視庁の警備活動、逮捕行為などに、デモ行進の自由を侵害する人権侵害があったとして、警視総監に対する警告、東京都公安委員長委員長に対する警告と要望を行いました。

なお、これらの警告等は、このデモの主催者の一人からの人権救済申立てに端を発したものでした。

申立人らの反原発デモ

申立人ら本件デモ主催者は、本件デモ以前より、インターネット等で不特定多数の人々に「デモへの参加を呼びかけ、反原発デモを行うなどの活動をしており、本件デモの前にも、高円寺、渋谷、新宿銀座において反原発デモを企画・実行していました。事件委員会による申立人らからのヒアリングや新聞報道等によれば、以前のデモ行進についても平穏に行われており、交通などに大きな支障が生じたなどといった事実は見受けられませんでした。

都公安委員会の過剰規制

問題となったデモが行われたのは、東日本大震災被害の半年後の二〇一一年九月一日でした。申立人らは、新宿駅東口広場ア



デモ自体は平穏に行われていた

ル夕前を出発・解散地点として、原子力発電の廃止を求める「原発やめろデモ……！」と題するデモ行進を実施することを計画し、同年八月二五日、新宿警察署でデモ申請についての協議を行った上で、同年八月二九日、東京都公安委員会に対し許可の申請をしました。ところが、同委員会は、デモ開催予定日二日前の同年九月九日になつて、「進路周辺の交通秩序への重大な支障等を防止して公共の秩序を保持するため」として、東京都の「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づき、新宿駅西口の新宿中央公園を出発・解散地点とする場所・進路に変更する旨の条件を付して、デモ

行進の許可をしました。デモ行進では、どこで、どのような人たちに訴えかけるかといったことは重要な要素であり、集合・解散地の変更、コースの変更は、デモ行進自体の性質すら変えるものといえます。申立人らの当初の申請が、新宿駅付近の中心街を通過するものであったのに対し、変更されたコースは、この中心街の外側の周囲やビル街を行進するものであり、実質的にはデモ行進の同一性すら失わせる程度の条件変更といえます。前述のように、以前に申立人らの主催で行われた新宿のデモでも、交通秩序などに重大な支障が生じた等の問題もなかったのであり、コース変更の条件付与については合理性が認められません。

また、デモ行進の自由の重要性に照らせば、デモ申請に対する許可や条件の通知を可能な限り早く行うことが必要です。本件においては、デモ実施日一七日前から警察の窓口で協議を行っており、同日二九日には許可申請を行っていました。にもかかわらず、デモ実施予定日の二日前になつて、条件を付した許可を行ったことについては、デモ行進の自由を事実上侵害したものとわがざるを得ません。

過剰警備と不当逮捕

本件デモ行進において、警視庁は、デモの先頭集団とデモ参加者との間に警察官多数を割り込ませてデモ行進を分断させるような警備体制を行ったり、デモ集団の両側に警察官を多数配備するいわゆるサンドイッチ規制を行ったりして、デモ参加者と一般市民とを分断する措置を行いました。

さらに警視庁は、公務執行妨害等の容疑で計一二名のデモ参加者を逮捕しました。これら逮捕者については、勾留請求も行われずに釈放されたり、勾留請求が却下されたり、一度は勾留されたものの処分保留で釈放されるなどして、起訴された人は一人もいませんでした。

表現の自由は、最大限尊重されるべきであり、その規制については、厳格な比例原則によるべきです。申立人らによって過去に行われた同種のデモは平穏に行われたこと、本件デモの参加者が老人や車いすの障がい者、子どもなども含めた市民が参加するものであることなどから、本件デモについても概して平穏なデモ行進になることが予想できたはずですが、にもかかわらず、前記のような規制行動をとることは、比例原則に著しく反し、デモ参加者の表現の自由を侵害したと判断せざるを得ません。また、本件デモ中に公務執行妨害で逮捕された防護服姿の人物の逮捕前後のシーンを撮影した映像からは、この人物が、沿道でマイクを使ってデモに対し反対の意思表明をしていた人に近づこうとしたものの、警察官の指導に従って立ち止まったこと、そして、一呼吸あつたのちに、反対者から警察官に対する「税金を払っているんだぞ、逮捕しろ」との掛け声があつた後、警察官がいきなり逮捕行為に及んでいることがうかがえます。これら一連の行動を見ると、防護

服姿の人物が公務の執行を妨害しているとは評価できず、同人に対する逮捕行為は不当逮捕と評価されるべきものでした。そもそも、本件デモにおける逮捕者一二名については、最終的に起訴された人はいませんし、前記不当逮捕の事実などを総合的に考えると、これら一連の逮捕の全てについて適法性が疑われます。

警視総監に対する警告

警視総監に対しては、デモの際に警視庁の警察官らによって行われた警備体制(デモ行進を分断する規制やサンドイッチ規制)がデモ参加者を威圧し萎縮効果を及ぼす過剰な警備活動であり、デモ行進の自由を侵害するものであったことを指摘しました。

また、デモ参加者に対する逮捕行為については、不当逮捕や適法性に疑義のあるものが認められ、デモ参加者のデモ行進の自由を侵害するものであったことを指摘しました。そして、今後、集団示威運動の警備に関し、人権侵害となるような過剰な規制行為及び不当な逮捕を行うことがないように警告しました。

都公安委員長に対する警告及び要望

また、東京都公安委員会委員長に対しては、まず、東京都公安委員会が、本件デモの許可申請に対



複数の警察官に抑え込まれる防護服姿の人物

し、「進路周辺の交通秩序への重大な支障等を防止して公共の秩序を保持するため」という極めて抽象的な理由をあげ、デモ行進の同一性を失わせるような進路等の変更を条件としたこと、しかもこのような重大な変更を伴う許可が、デモ行進実施予定日の二日前になつて出されたことについて、これらの許可内容及び手続がデモ行進の自由を侵害するものであることを指摘しました。

そして、①デモ行進の許可に際して条件を付する場合でも、デモ行進の同一性を侵害するような大きな変更を行わないよう、②条件を付する場合は、具体的な理由を明示するよう、さらに、③相当程度の変更を伴う条件付許可をする場合には実施日までに相当の期間を置くよう、警告しました。

加えて、前述のような警視庁による過剰警備、不当逮捕等があつたことを指摘した上で、今後、このような過剰な警備活動や違法な逮捕が行われることがないよう、管理権限を行使することを要望しました。

(人権擁護委員会第五部会委員 西岡 弘之)

検察官の

即時抗告に慣る

袴田事件再審開始決定一周年集会

本年三月二十七日、弁護士会館クレオにおいて、「袴田事件は終わっていない! 再審開始決定一周年集会」が行われました。当日は、残念ながら袴田さんは欠席されましたが、たくさんのゲストのほか、一般参加者を含む約一七〇名の皆様にお集まりいただきました。

さらに、元WBA・WBC世界スーパーウェルター級王者である輪島功一さんも、袴田さんの元氣なうちに冤罪であることをはっきりさせたい、そして、冤罪の背景にあったボクサーへの偏見を排除するための支援活動でもありとお話されました。

テープは、原審段階でも開示請求しており、警察や検察の証拠隠しの様子が明らかとなったものです。この事件をきっかけとして、現在の証拠開示制度に関する問題点の洗い直しが必要であると訴えま

各方面からの挨拶

まず、袴田巖死刑囚救済議員連盟事務局次長の鈴木貴子代議士より、「正義とは程遠い検察官の即時抗告から一年が経ち、未だに死刑囚という立場にある袴田さんの完勝まで尽力する」との力強いお話がありました。また、可視化法案についても、全事件の三パーセント程度しか対象にならないことへの危機感をお話しされました。

弁護団報告

その後、弁護団を代表して、小川秀世事務局次長より、改めて多くの方々に支えられてこまごまの弁護活動ができていくことを実感しており、支援に感謝しているとお礼の言葉が述べられました。そして、即時抗告審での審理の状況について、検察官から開示された二三巻の取調べ録音テープを中心に報告がありました。即時抗告審において開示されたこれらの録音

検察官の即時抗告は許されない

豊崎七絵・九州大学准教授からは、即時抗告の法理論に関する講演がありました。その中で、憲法上の重要な「二重の危険」の法理が、再審を考察する上で重要であるとお話されました。弁護団も主張していますが、即時抗告審が事後審であることからすれば、事実の取調べは許されるべきでないことについても言及されました。また、「二重の危険」の法理からすれば、袴田事件における即時抗告自体が許されるべきではないという重要な指摘もありました。

袴田さんの近況

その後、袴田さんの一年間を追った動画が上映されました。姉の袴田ひで子さんからは、袴田さんが釈放された直後は無表情であったものの、最近は笑顔が出ることもあるという近況報告と支援への感謝の挨拶がありました。また、支援者代表である日本国民救済会の瑞慶覧淳さんは、袴田事件

大崎事件第三次再審請求へ向けて

～熱気に包まれた東京集会～

を改めて関心をもって見てほしい、今後も支援を継続していくとお話されました。最後に、瀬戸内寂聴さんをはじめとする豪華な面々からの袴田さんに対する思いと検察官の即時抗告に対する怒りのメッセージが代読され、閉会となりました。

早期の無罪判決獲得へ向けて

今回、再審開始決定から一周年の集会に参加し、再審開始決定の

日の感動が思い起こされました。それと同時に、検察官の即時抗告と即時抗告審における活動に対して強い憤りを改めて感じました。弁護団としては、袴田さんの早期無罪判決獲得に向けて邁進して参ります。

あらゆる方面から多種多様なご支援をいただいておりますことを感謝するとともに、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。(袴田事件弁護団 白山 聖浩)

初めての東京集会

本年四月二三日、弁護士会館クレオにおいて、「大崎事件第三次再審請求へ向けての集会」再審開始決定を勝ち取るために」が行われました。大崎事件は、第二次再審でも再審開始が叶わず、特に最高裁では特別抗告申立からわずか半年余りで棄却決定が出されました。今年八八歳を迎える請求人・原口アヤ子さんの年齢を考えると、弁護団が一刻も早く立ち上がって第三次再審の申立てを行うことが必要です。そこで、広く大崎事件の問題を共有するため、本集会を開催しました。

心理学者による基調講演

集会の前半では、大橋靖史・淑徳大学教授による基調講演「供述心理分析の手法と供述の信用性評価」が行われました。大橋教授は、足利事件で自白供述の分析を手がけられ、大崎事件でも関係者の供述心理分析を担当されています。第二次再審では、供述心理鑑定を含めた総合評価の結果、殺人の共犯者とされた一郎・二郎の自白の信用性は高くないと判断されました。しかし、裁判所は、死体遺棄の共犯者とされた太郎の自白と、目撃者ハナの供述の信用性を肯定し、翻って一郎・二郎の供述も信用できるとして、全体として自白の信用性を認めました。特にハナ供述を、他三名の自白を支えるものと位置づけています。

棄の共犯者とされた太郎の自白と、目撃者ハナの供述の信用性を肯定し、翻って一郎・二郎の供述も信用できるとして、全体として自白の信用性を認めました。特にハナ供述を、他三名の自白を支えるものと位置づけています。

ハナ供述は、元々は心理鑑定の対象にすらなっていないませんでした。裁判所は補助的な証拠に過ぎなかったハナ供述の証拠価値をかき上げて、辛うじて有罪認定を維持したのです。ハナ供述さえ崩れば、他三名の自白を支えるものはなくなり、今度こそアヤ子さんの無実が明らかになるはずですが、つまり、第三次再審ではハナの供述心理鑑定が重要な意味を持つのです。

弁護団の決意

本集会は、月曜日の開催であり、当日は冷たい雨も降っていました。が、一三八名の方がご参加下さり、会場は熱気に包まれました。遠い鹿児島事件に多くの方が関心を持ち、応援して下さいることを知り、弁護団一同、大変心強く感じています。

大橋教授は、供述の「品質確認」としての供述心理鑑定の手法を、実例を交えながら丁寧に解説した上で、本件関係者らの供述がいかに不自然なものを分析されました。

熱い応援メッセージとパネルディスカッション

後半では、支援者、冤罪被害者の方からも報告やメッセージをいただきました。冤罪被害者の桜井昌司さん(布川事件)、菅家利和さん(足利事件)、そして袴田巖さん(袴田事件)の姉・袴田ひで子さんも会場に駆けつけ、熱い応援メッセージを寄せて下さいました。

後半のハイライトはパネルディスカッションでした。大橋教授と共に大崎事件の供述心理鑑定を担当されている高木光太郎・青山学院大学教授、元東京高裁判事部長総括判事の本谷明会員、桜井昌司



独特の話し口で会場を盛り上げた輪島功一さん



再審の問題点について白熱した議論が交わされた

医療事故調査制度の創設(医療法の改正)

二〇一四年六月に医療法が改正され、「医療事故(医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、病院等の管理者が、当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるもの)が発生した場合には、管理者は第三者機関に報告することなどを内容とする新たな医療事故に関する調査制度が定められました。

この背景としては、特に一九九九年以降、誤って消毒剤を注入して患者が死亡するなどの医療事故が相次いで発生したこともあつて、人々の医療の安全に対する関心が高まったことから、厚生省や医療界においても医療事故を減らすための方策が真剣に検討されるようになりました。

意見をとりまとめました。今回の医療法改正はこれを受けてなされたものです。

厚生省の「検討会」について

改正医療法の中には「省令で定める」とされた事項も多くあり、二〇一五年一〇月から法が施行される前に、調査制度の詳細について省令や通知で定めておく必要があるため、二〇一四年一月には厚生労働省に「医療事故調査制度の施行に係る検討会」が設置されました。

同検討会において、本年二月二五日まで五回にわたって白熱した議論が展開されました。論点は多岐にわたりますが、主なものとしては医療事故の定義、医療事故調査の目的、第三者機関「医療事故調査・支援センター」及び支援団体(医師会等)の役割、医療機関が行う医療事故調査の方法、遺族への説明、調査結果の取り扱いなどがありました。例えば報告すべき「医療事故」の定義・範囲については、法第六条の一〇が「予期しなかつたもの」という文言を用いていることから、

医療事故調査制度について

その解釈をめぐって見解が分かれることとなりました。また遺族への説明に、「医療事故調査報告書」を遺族に交付すべきかどうかについても見解が分かれました。

この検討会の中には、医療事故調査制度創設に対して強い不安・不信を持つ構成員が複数含まれていて繰り返し発言をされたこともあつて、検討会のあり方としては異例なものであつたと思われまふ。

厚生省の事務局が各構成員の発言を拾い、論点を整理して、省令・通知の文言案を示し、更にそれについて議論をしていくという方法で合意を形成しようとしたが、全会一致ということにはなりませんでした。

医療従事者に求められる基本姿勢
医療事故に関する情報は、沈黙しがちです。医療事故から教訓を引き出し、医療の安全に活かしていくためのシステムの整備が必要であることについては異論のないところですが、安全で質の高い医療を構築していくためには、医療に関わる方々が医

療事故を隠すのではなく、医療事故から教訓を学び取り、再発防止に活かしていくという積極的な姿勢を持つ必要があります。各医療機関が公正かつ客観的に医療事故を調査するために、医療界がプロフェッショナルとしての高い志の下、おおいに自浄作用を発揮していくことが必要となります。

より良い制度にしていくために

一〇月から施行される医療事故調査制度では、仮に医療事故によつて家族を失つたと受け止めている遺族がいたとしても、病院の管理者が報告すべき「医療事故」には当たらないと判断し報告しなかつた時には院内における事故調査はされない可能性があるほか、第三者機関への事故調査の要請もできない仕組みになっていきます。このように患者の視点から考えると十分な点がいくつか指摘できます。

私たちもこの医療事故調査制度が正しく機能して安全で質の高い医療の実現につながるべく、今後もしっかりと法の運用のあり方を注視し粘り強く厚生労働省や医療界等に働き掛けていく必要があると思われまふ。

(人権擁護委員会 特別委員 加藤 良夫)

栗生楽泉園及び重監房資料館訪問記

ハンセン病療養所の現在と懲罰施設「特別病室(重監房)」

本年四月三日、日弁連人権擁護委員が、ハンセン病政策による患者の権利侵害の歴史を考察するため、群馬県吾妻郡草津町にある栗生楽泉園及び重監房資料館を訪問しましたのでご報告します。

ハンセン病療養所の現在 —入所者の減少と高齢化—

観光客で賑わう草津バスターミナルから五分程度タクシーに乗車すると、栗生楽泉園の敷地内にある二年前に閉鎖されたショッピングセンターの前に到着しました。観光客の賑わいが一転して、人気のない静寂に包まれた場所に「盲導鈴(後遺症で視力を失った人を導く音)だけが響き渡っていました。

栗生楽泉園は、二〇一四年一月時点で入所者数九五名と次第に入所者数が減少するとともに、入所者の年齢は六〇代から八〇代と高齢化が進んでいます。現在、ハンセン病に罹患するのは年間〇〇数名で、仮に発症しても投薬治療が可能なので新規に入所者が増えることはありません。入所者は一九一五年以降「癩根絶」の手段として「断種・墮胎」を強いられる子どもを持つことも困難でした。今後とも入所者の減少、高齢化が進むことが考えられ、療養所に入所者が孤立した生活を強いられることになるのではないかと懸念されます。



重監房跡。誰が取り壊したか、記録がないという

整備・維持していく必要があると考えまふ。

懲罰施設

「特別病室(重監房)」

栗生楽泉園には、かつて「特別病室」が存在しました。しかし、実際には病室とは名ばかりで患者を重罰に処するための懲罰施設「重監房」として利用されていました。栗生楽泉園の敷地内にある重監房資料館において、再現された当時の「重監房」を見学しました。

「重監房」は、一九三八年に谷沿いの山地を切り拓いた二〇八㎡の土地を高さ四・五mのコンクリート塀で囲い、同じ高さのコンクリート塀で内部を八つに仕切つて、その中にそれぞれ木造平屋建ての監房が設置されていました。監房内の広さは便所を含めて四畳半ほどで、天井には電球があるものの電気が通じておらず、壁には縦一三cm、横七〇cmほどの窓があるもののコンクリート塀に太陽

光が遮られてしまつたため、監房内は日中でも真っ暗でした。監房内には薄い掛け布団と敷き布団しかなく、草津の厳しい寒さにも耐えなくてはなりません。

また、「重監房」への入所に併せて減食の刑が科されました。食事は一日二回、朝食は梅干一個、おにぎり一個分の麦飯、薄い味噌汁、晩飯は少し大目の麦飯、たくわん三切れ、白湯一杯、一日合計約七〇kcalの食事です。

重監房資料館見学のお勧め

重監房資料館は、本年四月二六日から一月一四日まで、個人で見学することが可能です。開館時間は、午前九時三〇分から午後四時(最終入館午後三時三〇分)まで、休館日は、毎週月・火曜日、祝日の翌日、館内整理日です。

私の拙い文章では、今回の訪問で実感できた人権侵害の重大さを十分に伝えることができません。ぜひ、多くの人に現地を訪問していただきたいと思ひます。

(人権擁護委員会第四部会委員 小金澤 俊裕)

日弁連は、A宗教団体(以下「A」という)からの人権救済申立てを受け、本年三月二日、公安調査庁に対し、「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という)に基づく立入検査に際して、検査が長時間にわたるいは深夜に及ぶことにより、構成員の基本的な人権が侵害されることのないように求める要望を行いました。

公安調査庁に対する要望と団体規制法の問題点

名古屋道場から責任者を移動させて、午後二時四十分から午後一時三十分まで行われた金沢道場検査が、いずれも高度の必要性を吟味することなく長時間にわたるいは深夜に及んで行われた検査であり、構成員の住居の平穏やプライバシーの権利を侵害していることと認定したことです。

付された団体の施設への立入検査を認めています。この立入検査は、裁判所はおろか公安審査委員会のチェックさえも受けず、公安調査庁の判断だけで行うことができます。制定に際して、日弁連は、「簡略な手続、厳格さを欠く要件により、(中略)基本的な人権を制限する規制措置ができる点において、憲法上の重要な問題点を含んでいる。」と指摘しましたが(一九九九年一月二日付けコメント)、問題は解決されませんでした。

立入検査についても、①検査の目的や限界が法文上明らかではなく、無限定に検査ができると解釈される余地があること、②検査を受ける構成員の受忍義務の範囲が不明確であること、③裁判所の令状に基づく捜索・差押えですら明記されている立入検査の時間的制約についての規定がないことなど、数多くの問題点が存在しています。

このような法の不備によるところが大きく、団体規制法の廃止を含めた全面的な見直しが求められます。

要望書にはこれらの点を明記した上で、公安調査庁に提出するとともに、衆議院及び参議院の法務委員会議事・委員に参考送付しました。

委員 田中 隆

四分の一が無期刑受刑者

岐阜刑務所視察報告

日弁連人権擁護委員会第三部会は、毎年恒例の刑務所視察として、本年二月六日、岐阜県弁護士会人権擁護委員会とともに岐阜刑務所を訪問しました。

▼主にLB級の刑務所
岐阜刑務所は、LB指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は八九〇名です。

▼主としてL級以上の刑務所
同所は一九八八年に現在地に移転したため、施設は比較的きれいでしたが、地質の関係から地盤沈

下が激しく、中庭が低くなっているのが一見してわかりました。二〇一四年末時点の収容状況は、全収容者七二三名中LB指標が五六二名おり、そのうち無期懲役刑受刑者は一七四名です。全収容者の約四分の一(二四・四%)が無期懲役刑受刑者というの

は無期懲役刑受刑者というの

無期刑受刑者の現状について

受刑者全体の数は、一時増加の一端をたどり過剰収容の問題まで生じましたが、平成一八年末に七万〇四九六人となりピークを迎えました。しかし、その後減少に転じ、平成二五年末には五万五三二一人となり、ピーク時から約二割減少しました。

他方、無期刑受刑者数の動向を見ると、平成一五年末には一二四二人であったところ、右肩上がりに増え、平成二五年には一八四三人となり、平成一五年と比較して約五割増となっております。

その原因は様々な分析が可能です。毎年、無期刑新受刑者の数に比べて、仮釈放者数が極めて少ないことが一因であることは明らかです。特に近年、平成一八年からは、新仮釈放者数は毎年一桁台であり、無期刑受刑者が仮釈放される可能性は極めて低くなっています。

また、新仮釈放者の平均在所期間が、この五年間を見ると約三二年間を超えており、その影響もあって、獄中で死亡する無期刑受刑者は仮釈

放者の数をはるかに上回っています。この五年間の新仮釈放者数は三〇〇名ですが、死亡者数は八四名に達しています。いわば生きて仮釈放となるのではなく、死亡して刑を終える結果となっております。

また、平成一九年から年間の無期刑新受刑者の数が見えて減っています。平成一六年に有期刑の上限が二〇年から三〇年に改正されたことと関係があるかは慎重な分析が必要です。

死刑に代わる制度として、仮釈放のない重無期刑の導入が論議されていますが、現状はすでに重無期刑に近い運用となっております。

余りに厳しい仮釈放制度の運用は、無期刑受刑者から社会復帰への意欲を奪ってしまっていないか、危惧される点です。

※本文中のデータは矯正統計年報及び法務省保護局の公表統計による。(人権擁護委員会第三部会)

委員 八重樫 和裕

り多いといえます。また、他所での服役も合わせると服役期間が最長四三年にも及んでいる方がいます。高齢者も多く、最高齢者は刑務作業ができない八八歳の方で、刑務作業ができる最高齢者は八五歳です。

▼長期間で熟練する技術

工場で働く受刑者の方々は、どの工場でも皆真剣な表情で自分の作業を黙々と進めていました。刑務作業は主に木工(整理タンスや春慶塗等)、印刷(投票用紙等)、洋裁、金属の四種類です。特色としては、刑期が長いので、技術の優れた質の高い物を作ることができるといえる方が多いことです。そのため、製品の評判が良く、仕事が増えて困ることはなく、逆に依頼が多くて断ることもあるそうです。

▼毎年一名の仮釈放者

無期刑受刑者の仮釈放は、全国で年に数名しか認められていませんが、同所では平成二〇年以降毎年一名は仮釈放者が出ており、受刑者の励みになっているそうです。しかしながら、身元引受人がいれば仮釈放になりうる人が、長期の受刑期間のため、収容時に身元引受人だった親族等が亡くなったたり、疎遠になったりして、なかなか身元引受人が見つけれられないということ

▼常勤医師ゼロ

問題を感じたのは、多くの無期・長期の受刑者を抱えながら、視察時点で常勤医師(定員三名)がゼロで、募集をかけても見つからないとのことでした。国には早急な対応が望まれます。

▼行進の声

視察中、各所から「イチニ!イチニ!」と、我々には軍隊式行



岐阜刑務所。無期刑受刑者がここから出るとは難しい

編集後記

私事ですが、学生の頃、将来は出版社に勤務して編集者になりたいと考えていた時期がありました。その後、文才の乏しさを自覚し、かくかくしかじかの理由もあって、現在の仕事に就きました。それが、今こうして編集後記を書いているのは、なんだか不思議な感じがします。

「どうしたらもっと読みやすい紙面になるだろう」悩みながらの編集作業は大変ではありますが、実は結構、楽しかったりもするのです。

(人権ニューズ編集委員会)

委員 松岡 優子